

○犯罪被害者支援室の運用について

(平成12年3月14日島警甲第3018号ほか県警察本部長例規通達)

島根県警察の組織に関する規則（平成7年島根県公安委員会規則第1号）第10条の3に規定する犯罪被害者支援室の運用については、次のとおりとしたので誤りのないようにされたい。

記

1 犯罪被害者支援室設置の趣旨

近年、被害者支援の活動は、民間、行政、刑事司法、政治など多方面において活発化しており、警察に対しても、被害者を始めあらゆる方面から極めて大きな期待が寄せられているところである。

そこで、島根県警察では、被害者支援に関する責務を積極的に果たし、こうした期待にこたえるため、広報県民課の附置機関として「犯罪被害者支援室」を設置し、各所属及び関係機関等との総合的な連絡・調整、被害者の救援、捜査過程における被害者の精神的負担などの二次的被害の防止・軽減、被害者の安全確保等の総合的な被害者支援を推進しようとするものである。

2 体制

犯罪被害者支援室の体制は、次表のとおりとする。

室 長	室長補佐	係長・係員
警務部広報 県民課長	(専務) 警務部広報県民課犯罪被害者支援室室長補佐 (事務取扱) 警務部広報県民課広報官 (兼務) 警務部会計課課長補佐(予算担当) 生活安全部生活安全企画課課長補佐(企画担当) 生活安全部生活安全企画課安全まちづくり推進室 室長補佐 生活安全部地域課地域指導室室長補佐 生活安全部少年女性対策課課長補佐(企画担当) 生活安全部少年女性対策課課長補佐(DV・ストー ーカー対策担当) 生活安全部生活環境課課長補佐(経済・環境担当) 刑事部刑事企画課課長補佐(企画担当) 刑事部捜査第一課課長補佐(性犯罪捜査指導担当) 刑事部捜査第二課課長補佐(知能犯・選挙担当)	(専務) 警務部広報県民 課犯罪被害者支 援室係長 警務部広報県民 課犯罪被害者支 援室係員

刑事部組織犯罪対策課課長補佐（組織犯罪担当） 刑事部鑑識課機動鑑識隊長 交通部交通企画課課長補佐（企画担当） 交通部交通指導課課長補佐（交通捜査担当） 交通部運転免許課課長補佐（行政処分担当） 警備部警備第一課課長補佐（企画担当）	
--	--